



2021年5月14日

各位

会社名 日邦産業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知
 (東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)
 問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智
 (TEL. 052-218-3161)

新株予約権無償割当て差止仮処分申立てに関する許可抗告に係る抗告不許可決定のお知らせ

当社が2021年4月30日付「新株予約権無償割当て差止仮処分に係る特別抗告及び許可抗告に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、フリージア・マクロス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2021年4月22日付の名古屋高等裁判所による公開買付者の保全抗告を棄却する旨の決定（以下「本棄却決定」といいます。）に対して、名古屋高等裁判所に許可抗告及び特別抗告の申立てを2021年4月25日付で行っております。

当社は、本日、名古屋高等裁判所から、許可抗告に関して、抗告不許可決定（以下「本抗告不許可決定」といいます。）に係る決定書を受領しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本抗告不許可決定に至った経緯

当社が2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせした新株予約権の無償割当ての決定に対し、当社株主により、名古屋地方裁判所に当該新株予約権の無償割当ての差止仮処分の申立てがなされておりました（なお、当該無償割当ては2021年4月24日に効力が発生しています。詳細は、当社が公表した2021年4月26日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当ての効力発生に関するお知らせ」をご参照ください。）。

そして、2021年3月24日、名古屋地方裁判所において「令和3年3月8日に開催された取締役会の決議に基づき、現に進行中の新株予約権無償割当てを仮に差し止める」旨の決定がなされました。当社は、これを不服とし、2021年3月25日、保全異議の申立てを行っておりましたところ、2021年4月7日、名古屋地方裁判所は当該申立てを認め、取消等決定を行いました。

これに対して、当社株主は、名古屋高等裁判所に対して2021年4月8日付で保全抗告の申立てをしておりましたところ（名古屋地方裁判所にて2021年4月9日付で受付）、2021年4月22日に、名古屋高等裁判所は、名古屋地方裁判所の取消等決定は相当であり、保全抗告に理由がないとして、本棄却決定を行いました。公開買付者は、本棄却決定に対して、名古屋高等裁判所に許可抗告及び特別抗告の申立てを2021年4月25日付で行っております。

本日、当社は、名古屋高等裁判所から、公開買付者の許可抗告の申立てについて、許可抗告を認める事由を含むものとは認められない旨の本抗告不許可決定を受領いたしました。

2. 特別抗告及び特別抗告の申立てをした株主の概要

(1)	名称	フリージア・マクロス株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区神田東松下町17番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥山 一寸法師
(4)	所有株式数（所有割合）	1,796,700株 （所有割合：19.73%）（2020年9月30日現在）（注）

（注）「所有割合」とは、当社が2020年11月12日に提出した第70期第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数（9,127,338株）から、同日現在

の当社が所有する自己株式数（19,133株）を控除した株式数（9,108,205株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 今後の方針及び見通し

公開買付者が行った特別抗告に係る申立てについては、最高裁判所の判断を待つこととなります。特別抗告については、名古屋高等裁判所の本棄却決定に、①憲法解釈の誤りがあるかどうか、②その他憲法違反があるかどうか争点となりますが、当社は、本棄却決定はいずれにも該当しないものと考えています。

特別抗告に関して開示すべき事項が生じましたら、適時開示して参ります。

以 上